

○渡島廃棄物処理広域連合議会事務局設置条例

(平成12年10月24日条例第5号)

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定により、渡島廃棄物処理広域連合の議会に事務局を置く。

(委任規定)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。